

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金のご案内

原材料価格・燃料価格高騰によるあおりを受けている事業者の中で、特に影響が大きい業種を営む市内事業者を支援します。

詳しい内容はこちらから



● 支援金額

1 事業者につき、一律10万円（1回限り）

● 支援要件

- 1 令和3年4月1日以前から事業開始し、市内に事業所を置き、事業収入を得ている中小企業者および個人事業主
- 2 主たる事業が次のいずれかであること
建設業、製造業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、洗濯・理容・美容・浴場業、廃棄物処理業、自動車教習所、自動車運転代行業
- 3 売上高又は粗利益について、2021年6月～2022年5月のいずれかの月の額が、2019年1月以降の任意の同月の額と比較して10%以上減少していること
- 4 市税の滞納がない者
- 5 自己又は自己の団体の役員等が、暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者には該当しない者
※ 1～5の要件をすべて満たす事業者が対象となります。

● 申請期間

令和4年7月11日（月）から9月30日（金）まで
（郵送の場合は当日消印有効）

【申請に係るお問合せ】 令和4年7月5日(火)から
前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金コールセンター
TEL：027-898-6971 FAX：027-224-1188
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

●申請書類ダウンロード

前橋市ホームページからダウンロードできます。

ホーム> 申請書ダウンロード> 産業経済部> 産業政策課



申請に必要な書類

- 1 申請書兼誓約書（様式第1号）
- 2 振込先口座情報申出書
（通帳等の写し添付：金融機関名、本支店名、種別、口座番号、
口座名義人が確認できるページ）
- 3 履歴事項または全部事項証明書の写し
（個人事業主の場合は、運転免許証等の写し）
- 4 直近の決算書の写し
（表紙、貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書または一般管理
費明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
個人事業主は確定申告書の写し
（受付印のある申告書第一表、第二表、収支内訳書（1・2面）
または所得税青色申告決算書（1～4面））
- 5 主たる事業の業種を証明する書類
（許認可、自社発行の見積書、ちらし、ホームページなど）
- 6 支給要件確認月の売上高または粗利益を証明する書類
（法人事業概況説明書、青色決算申告書など）

※記載例・対象業種等は、上記の前橋市ホームページをご確認ください。

●申請方法

必要書類を、E-mailまたはレターパックや簡易書留等の追跡可能郵便で提出してください。

送付先 〒371-8601

前橋市大手町二丁目12番1号 12階 産業政策課内

前橋市原油価格・物価高騰緊急支援金受付センター

E-mail genyu@city.maebashi.gunma.jp